

第 8 6 回 宍 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 (第 5 号)

招 集 年 月 日 令 和 元 年 6 月 1 9 日 (水 曜 日)

招 集 の 場 所 宍 粟 市 役 所 議 場

開 議 6 月 1 9 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 (第 5 日)

議 事 日 程

- 日 程 第 1 一 般 質 問
- 日 程 第 2 第 58 号 議 案 の 訂 正 に つ い て
- 日 程 第 3 第 52 号 議 案 宍 粟 市 税 条 例 の 一 部 改 正 の 専 決 処 分 (専 決 第 9 号) の 承 認 に つ い て
- 第 53 号 議 案 宍 粟 市 都 市 計 画 税 条 例 の 一 部 改 正 の 専 決 処 分 (専 決 第 10 号) の 承 認 に つ い て
- 第 54 号 議 案 宍 粟 市 国 民 健 康 保 険 税 条 例 の 一 部 改 正 の 専 決 処 分 (専 決 第 11 号) の 承 認 に つ い て
- 日 程 第 4 第 55 号 議 案 平 成 30 年 度 宍 粟 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 9 号) の 専 決 処 分 (専 決 第 8 号) の 承 認 に つ い て
- 日 程 第 5 第 56 号 議 案 宍 粟 市 税 条 例 等 の 一 部 改 正 に つ い て
- 日 程 第 6 第 57 号 議 案 宍 粟 市 災 害 弔 慰 金 の 支 給 等 に 関 する 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て
- 日 程 第 7 第 59 号 議 案 令 和 元 年 度 宍 粟 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)
- 日 程 第 8 第 63 号 議 案 (仮 称) 一 宮 南 認 定 こ ど も 園 新 築 工 事 請 負 契 約 の 締 結 に つ い て
-

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

- 日 程 第 1 一 般 質 問
- 日 程 第 2 第 58 号 議 案 の 訂 正 に つ い て
- 日 程 第 3 第 52 号 議 案 宍 粟 市 税 条 例 の 一 部 改 正 の 専 決 処 分 (専 決 第 9 号) の 承 認 に つ い て
- 第 53 号 議 案 宍 粟 市 都 市 計 画 税 条 例 の 一 部 改 正 の 専 決 処 分 (専 決 第

10号)の承認について

	第 54号議案	宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分（専決第11号）の承認について
日程第 4	第 55号議案	平成30年度宍粟市一般会計補正予算（第9号）の専決処分（専決第8号）の承認について
日程第 5	第 56号議案	宍粟市税条例等の一部改正について
日程第 6	第 57号議案	宍粟市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
日程第 7	第 59号議案	令和元年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）
日程第 8	第 63号議案	（仮称）一宮南認定こども園新築工事請負契約の締結について

応 招 議 員（16名）

出 席 議 員（16名）

1 番	津 田 晃 伸 議員	2 番	宮 元 裕 祐 議員
3 番	榎 橋 美 恵子 議員	4 番	西 本 諭 議員
5 番	今 井 和 夫 議員	6 番	大久保 陽 一 議員
7 番	田 中 孝 幸 議員	8 番	神 吉 正 男 議員
9 番	田 中 一 郎 議員	10 番	山 下 由 美 議員
11 番	飯 田 吉 則 議員	12 番	大 畑 利 明 議員
13 番	浅 田 雅 昭 議員	14 番	実 友 勉 議員
15 番	林 克 治 議員	16 番	東 豊 俊 議員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局 長	宮 崎 一 也 君	書 記	小 谷 慎 一 君
書 記	小 椋 沙 織 君	書 記	中 瀬 裕 文 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	福 元 晶 三 君	副 市 長	中 村 司 君
教 育 長	西 岡 章 寿 君	参事兼総合病院事務部長	隅 岡 繁 宏 君

企画総務部長	坂	根	雅	彦	君	まちづくり推進部長	津	村	裕	二	君
市民生活部長	平	瀬	忠	信	君	健康福祉部長	世	良		智	君
産業部長	名	畑	浩	一	君	建設部長	富	田	健	次	君
一宮市民局長	上	長	正	典	君	波賀市民局長	坂	口	知	巳	君
千種市民局長	福	山	敏	彦	君	会計管理者	田	中	祥	一	君
教育委員会教育部長	前	田	正	人	君	農業委員会事務局長	西	村	吉	一	君

(午前 9時30分 開議)

○議長(東 豊俊君) 皆様、おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

報告1、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査の報告書が監査委員から議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告2、本日市長から第58号議案の訂正についての申し出が提出されております。

報告3、本日市長から議案1件が提出されております。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長(東 豊俊君) 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき順番に発言を許可します。

まず、林 克治議員の一般質問を行います。

15番、林 克治議員。

○15番(林 克治君) 皆さん、おはようございます。15番、林でございます。3月議会に引き続いて、私のほうから宍粟総合病院の経営について質問をさせていただきます。

御存じのように、総合病院は宍粟市の唯一の病院として経営をしておりますが、地方公営企業法の一部適用ということで、独立採算というのが原則でありますけれども、赤字経営が続いております。

ちなみに、どれほど赤字かということをちょっとお知らせしたいんですけれども、平成17年に宍粟市が誕生いたしまして、それまで宍粟郡民病院、途中から総合病院に変わったんですけれども、宍粟郡で経営しておりましたが、市の経営となりました。そのときに全部宍粟市が引き継いでおります。そのときに、17億円ほど内部留保金があったんですけれども、それが平成27年にゼロになって、反対にマイナスになっております。それで貯金がないようになったということで、今現在では一時借入金で運転資金を賄うとるというような状態になっております。

それで、そういうことで赤字が続いておまして、累積欠損金、平成30年度の決算はまだ聞いてないんですけれども、もう50億円を超しておるんじゃないかと思う

んですけれども、それほど欠損金ができております。今のままでいきましたら、ずっとマイナスの赤字経営なんで、このままいったら普通の民間の病院だったら、とうに倒産しとるわけなんですけれども、公営企業ということでいろいろなそういう倒産を防ぐような手だてがございます。そういうことで倒産まではいかんのですけれども、経営は限界に来とるということになっております。

それで、昨日の神戸新聞でちょっとごっつい記事が、こんな大きい記事が出ておったんですけれども、その神戸新聞の記事でもそういうようなことを書いてあります。病院の建物を建てた借金がまだ残っておるぞと。それをまだ返し続けるのにまだかなりかかるということと、今ちょっと言いましたけれども、運営資金に苦慮して一時借入金、去年で5億2,000万円借り入れをして運営しとるということで、この一時借入金、今年の4月には1億ふえています。7億2,000万円の借入金の残があるです。せやさかい1年で1億円ふえてます。このままいったら、また来年1億円ふえるだろうと思うんです。せやさかい借金が残つとんと、貯金もない、借入金はずっとふえていくと。何とかせんとあかんということで3月に質問を3点ほどしたんですけれども、そのときには具体的にどうしますというような答えがなかったんで、もう一度さらに質問したいと思います。

1番目に、どのような病院を目指しとんかということも3月に質問したんですけれども、そのときに地域完結型医療及び周産期医療を守る総合病院を考えているということでした。その病院を目指しとるということで、具体的にどういうことをやっていって、それを達成するんかということと、2番目に、経営組織体制、これがちょっと問題だと思うんですけれども、やっぱり今公営企業法の一部適用なんで、市長は全体の総責任者なんです。それで、病院の現場のほうは院長が医療現場の責任者、それで、事務部長が経営の責任者だということだと思うんですけども、3月の質問のときに、事務部長は病院の責任者は院長やと言われました。それで、そういうことでやっていくんか、それと、公営企業法を全適用して、もう市から独立して病院独自の企業としての経営をしていくべきじゃないかと。そうすれば責任者もはっきりするんで、もっと本気になって病院経営にみんなが取り組むだろうというように、そういうことを提案しておりましたけれども、今までどおりの一部適用を継続していくということとでございます。そういうことで、このままで市民の病院としてやっていけるんかということをお尋ねしたいと思います。

それから、3番目に、経営改善策、もうこのままじゃああかんぞと。どないぞせんとあかん、何とか考えんとあかんぞということを使うんですけども、いろいろ

と経営改善をして早期に黒字化を目指すということでございますけれども、目指すのは目指さんとあかんと思うんですけども、やっぱり何年後ぐらいに黒字化に持っていくんやというような、そういう強い熱意をもって取りかかると、今の状態から脱却することは無理だと思うんで、そこらについてももう一度お尋ねしたいと思えます。

以上で1回目を終わります。

○議長（東 豊俊君） 林 克治議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 皆さん、おはようございます。どうぞ本日もよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、林議員の御質問に病院の経営のことにつきまして、私のほうから御答弁申し上げたいと、このように思います。特に、3点でありますので、それぞれ絞って御答弁申し上げたいと、このように思います。

1点目の地域完結型医療及び周産期医療を守るために具体はどうかと、こういうことではありますが、まず、自治体病院であります宍粟総合病院の役割は、医療資源の少ない西播磨北部地域の2次救急医療及び本市の地域包括ケアシステムの中核を担う医療機関として、産前産後の周産期をはじめ、救急患者の受け入れ、急性期から回復期における診療、そして退院後の在宅医療まで一貫した地域完結型医療の構築を目指し、患者を幅広く受け入れ、開業医の皆さんと十分連携をとりながら市民に安全で安心な医療を提供していくことであると、このように考えております。

具体の取り組みとしましては、医師の確保による休日等の救急患者受け入れ体制の強化、外来診療枠の拡大、地域包括ケア病棟の拡充、患者宅への退院前、退院後における訪問指導や訪問診療の拡充など、急性期医療から在宅医療まで地域で完結できる医療体制の構築に取り組んでまいります。

また、周産期医療につきましては、産婦人科医師の確保とあわせて、新生児の医療を担う小児科医師の増員による診療体制の充実を図るなど、安心して出産できる体制を維持してまいります。

2点目の病院の経営形態についてであります。医療や介護の需要急増が喫緊の課題である現状におきまして、地域包括ケアシステムの中核を担う医療機関として地域完結型医療の構築を進めるには、地元医師会をはじめ、診療所、訪問看護事業、介護事業など、保健福祉部門との連携を強化していく必要があります。これらの取り組みを進める上でも、現行の地方公営企業法の一部適用が最も適した経営形態と認識

をしておるところであります。市民の皆様が必要とする質の高い安全で安心な医療の提供体制を確保しながら、病院を安定的に維持するための経営改革にも優先的に取り組んでいくこととしております。

しかしながら、消費税の増税あるいは診療報酬の改定など、公立病院を取り巻く状況は目まぐるしく変化をしていることから、時々状況を見ながら、適切な時期には、最良の経営形態へ変更することも視野に入れながら、病院運営を進めていきたいと、このように考えています。

3点目の経営改善対策についてであります。医師確保の取り組みにより、内科外来での午前診察枠の拡充及び午後診察の開始、内科系医師と外科系医師との2人体制の導入や、医師のスキルアップによる幅広い疾患に対応できる体制づくりを進め、救急患者の受け入れ拡大を図ります。

入院につきましては、急性期から在宅復帰に向けた医療をより機能的に進めるため病棟の機能を見直し、今月から急性期病棟2病棟、地域包括ケア病棟2病棟での病棟運営に変更し、円滑な患者受入体制を構築するとともに、地域包括ケア病棟にあっては、上位の施設基準取得による診療報酬単価の向上に努めるなど、入院収益の確保を目指します。

一方、在宅医療への取り組みでは、退院後において、通院困難な患者宅へ訪問するなど、開業医とも連携をとりつつ、訪問診療、往診についても拡充を図ることとしております。

また、在宅患者の病状悪化に伴う入院や市外からの転院患者の積極的な受け入れ、病診連携の強化による紹介患者の獲得など、より一層の患者確保も図ります。

これらの経営改善に向けた取り組みを着実に行うことによって、できる限り早期に経営の黒字化を目指したいと、このように考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上であります。

○議長（東 豊俊君） 15番、林 克治議員。

○15番（林 克治君） 今答弁をいただいたんですけども、1番目、2番目、3番目にしたって、大筋言うんですか、それは3月のときの答弁とひどう変わってないと思うんです。あと、ちょこちょこ具体的なことはつけ加えられていますけども、ほとんど3月の時点と方針が変わってないというように感じたんですけども、これは今市長が答弁されましたけども、市長が答弁書を書かれたわけではないと思うんです。それで、事務長が普通書くだらうと思うんですけども、事務部長さんが4月

からかわられております。事務部長さんがかわられとんのに、3月と同じような基本方針の答弁をされたんで、ちょっと部長さんにお伺いしたいんですけども、2カ月ほどしかたってないんで、病院のことを詳しくはわかってないと思われるんですけども、これは今答弁されたんが総合病院の方針、意思として捉えていいんですか。それとも、ちょっとおかしいなと思われるんだったら補足をお願いしたいんですけども。

○議長（東 豊俊君） 答弁を求めます。

隅岡総合病院事務部長。

○参事兼総合病院事務部長（隅岡繁宏君） 今の議員の質問であるんですが、この答弁自体、原稿をつくったのは私でございます。この2カ月の病院の状況を踏まえつつではあるんですけども、基本的に今の時点で我々ができること、やっていくことという部分においては、先ほど市長が答弁申し上げたとおりの内容になるのかなということで、現時点では考えております。

○議長（東 豊俊君） 15番、林 克治議員。

○15番（林 克治君） 基本的に病院が目指す方向はどういうことなんやということを知りたくて聞いてみたくてですけども、これは西播磨北部地域の2次救急医療、それから宍粟市の地域包括ケアシステムの中核を担う医療機関、それから周産期医療とか云々とかずっとあるんですけども、総合病院の理念があると思うんです。この入院の御案内というものの一番最後に書いてあるんですけどね、「私たちは地域の皆様から信頼され、親しまれる病院を目指します」ということなんです。そやさかい、西播磨地域ことをどうのこうのしてもらいでもいいんです。市民の命を守ってもらうのが総合病院の目指すところだと思うんですけども、そうではないんですか。

○議長（東 豊俊君） 隅岡総合病院事務部長。

○参事兼総合病院事務部長（隅岡繁宏君） 病院理念にありますように地域の皆様から信頼され親しまれる病院を目指すということで、これが当然市立の病院であります。ですから、市民が基本になるということは当然認識しております。

ただ、そういった中で、広い意味でこの西播磨の北部地域のある一定の住民の方の医療というのも支えていかないといけないという役割を持っています。市民のことを別に対象にしないとかいう意味じゃなしに、広い意味の部分も対象にしているということで、そういった部分の救急部門、そういったこともやっていきたい、やらないといけない、それから周産期についても近隣の市町では出産等ができる場所がございませんので、そういった意味で、そういう広い地域の役割も我々は担って

いかないといけないということで、この病院の理念に書いている部分、これは市民のことなのかもしれないですが、幅広くそういった部分にも対応しないといけない、それが別に市民にとって不利になることではないと思っていますので、それ以上の活動をしていきたいというふうに考えております。

○議長（東 豊俊君） 15番、林 克治議員。

○15番（林 克治君） 理想はそれでええと思うんですけどね、現実的に市民の命を守っとるかいうたら、守ってないですよ、今の総合病院で。市民に信頼されておられません。1番に信頼されるというのが目標やけども、まずそこが信頼されてないですよ。信頼されとったら、市民の少のうても8割ぐらいは総合病院を利用すると思うんやけどね、今何割利用しとると思いますか。市民は信頼全然してません。そやさかいに、総合病院なんか当てにならんということで、ほかの病院へ行っているんですよ。それでもまだ西播磨地域の医療、周産期医療、そっちのほうが大事なんですか。

○議長（東 豊俊君） 答弁を求めます。

隅岡総合病院事務部長。

○参事兼総合病院事務部長（隅岡繁宏君） 先ほど議員から質問がありましたように、市民から信頼されてないという部分におきましては、やはりそういう意見をいただいている部分もあります。我々病院としましては、全ての疾病に対応して全ての方の命を守る、そういった医療を提供するというのが理想かもしれないですが、現実問題として我々この宍粟総合病院の置かれた立場、役割としては高度急性期である、いわゆる本当の意味の命にかかわるような、そういう疾病については対応できる体制、施設・人員・機器等ですね、そういった部分については対応できない状況になっています。そういう意味で、市民の負託に応えられていない部分はあるのかなということを感じております。

ただ、先ほど言いました信頼されという部分において、やはり我々の取り組みの至らない点があって信頼されてない部分もあろうかとは思いますが、そういった部分も改善するように努力しつつ、いわゆる信頼される病院をつくっていききたいというふうに考えております。

○議長（東 豊俊君） 15番、林 克治議員。

○15番（林 克治君） 隅岡部長さんは、まだ2カ月しかたっていないので、ほんまに病院のことを全部御存じないから、そういうことを言われると思うんです。あと細かいとこ、数字も含めてまた言いますが、宍粟郡民病院が、今の総合病院の

もとなんやけどね、郡民病院のときには、宍粟には病院が一つしかないで、ほとんどの郡民が利用しておったと思うんです。それでちっとずつ医師もふやしたりして体力つけて、貯金もしたりして充実して総合病院という名前に変更したんです。そやさかいに、それも総合病院が何で必要なんかと思うんやけども、郡民病院のままのほうが親しみがあってよかったと思うんやけどね。そういうことで体力をつけてきてやっと思ったんですけども、平成16年の法律改正で医師がちょっと不足したということから、医師が10名ほど減ったんです。そやさかい体力が落ちてもうとんどですけどね、それでも過去の栄光を引きずって西播磨地域のそういう2次救急を担う病院をやっつかんとあかんと言われるんやけどね、今体力がないんやから、もうそういうことをやめて、市民のために働いて、また体力がついたら、それもそういう方向でやってもろうたらええと思うんやけどね、まず市民が大事やと思うんですけども、いかがですか。

○議長（東 豊俊君） 隅岡総合病院事務部長。

○参事兼総合病院事務部長（隅岡繁宏君） 医師数の状況につきましては、先ほどおっしゃられましたように、いわゆる旧の郡民病院なりいわゆる合併前の病院の時点、平成16年のときが当時医師数としてはピークを迎えておりまして、その後、平成16年の臨床研修制度の施行とともに、医師の大幅減になったという状況です。

ただ、医師数の部分を見ていきますと、おおむねその当時、いわゆる平成15年、16年の水準近くまで回復しています。ただ、診療科別に言いますと、ちょっと一部偏在と申しますか、まだ足りない診療科等も出ております。そういった中で、総合病院という意味で広い全ての疾病に対応できるかと言ったら、そうではない状況ではあるんですが、なるべくそういう形に近い形に今後も医師確保に努めていきたいなというふうに思っています。それが、結局そういうことをすることによって、市民の命を守っている、そういう形の病院になるというふうに私のほうは考えております。

○議長（東 豊俊君） 15番、林 克治議員。

○15番（林 克治君） もう1年前に、宍粟市における地域医療推進のための基本方針が出とんどです。この中に病院の常勤、これは常勤ですけども、医師数の推移があるんです。平成17年度に市になったときに常勤医師が22名だったんです。今現在、30名近くになっておるんじゃないですか。5月とか6月にも医師着任しましたという挨拶が広報に載ってましたけども。それでね、平成16年の水準に戻ると、近づいておると言われましたけども、もうそれ超えてますよ、医師数は。

- 議長（東 豊俊君） 隅岡総合病院事務部長。
- 参事兼総合病院事務部長（隅岡繁宏君） 医師数の部分につきましては、議員御指摘ありましたように、宍粟市における地域医療推進のための基本方針にありますように、平成16年度、26名ということで、その部分が同じベースでいきますと、現時点では23名になります。その外と言ったらあれなんですけども、いわゆる初期研修医が別途5名おります。御存じのように初期研修医というのは、大学を卒業して医師の免許を持っておりますが、自分単独で治療行為ができない、指導医のもとある一定の制約を受けた中での特定の治療行為しかできないということで、どちらかという、医師そのもののサポート役、いわゆる副担当になるとか、介助をするとか、そういった意味のサブ的な医師になりますが、その研修医が5名おります。その5名を合わせて28名ということで、総数としてはこの26からはふえておりますが、当時、平成16年とか、その時分については研修医というのはこの病院はおりませんでしたので、その部分は入ってません。
- 議長（東 豊俊君） 15番、林 克治議員。
- 15番（林 克治君） 今までの病院の説明では、医師が不足しとんやと。それで困るとるといふけども、近年はその研修医が来てくれたりして医師不足も助かるといふようなニュアンスのことを言われておるといふんです。私はそういうふうを受けとめとんですけどね。ほんなら、研修医が何ぼ来とつても、役に立たんといふ話ですか。
- 議長（東 豊俊君） 隅岡総合病院事務部長。
- 参事兼総合病院事務部長（隅岡繁宏君） 先ほど言いましたように、1人が1人分の仕事をするかという意味においてサポート役なんで、それが0.5なのか、0.7なのか、それはいろいろ判断の仕方はあろうかと思うんですが、やはりそこは1ではないという理解はしております。そういった意味で、先ほど言いましたように、トータルで28ということで、いわゆる26の当時の数字とおおむね同じレベルには戻ってきたのかなというふうには感じております。
- 議長（東 豊俊君） 15番、林 克治議員。
- 15番（林 克治君） 2人で一人前としてやで、平成16年度の水準に戻っておるといふんです。それが常勤医師の話ですよ。これ以外にまだ25、26名非常勤医師がおられますよ。医師数のところでは。平成16年は非常勤医師はそれほどおられたんですか、同じ数。
- 議長（東 豊俊君） 隅岡総合病院事務部長。

○参事兼総合病院事務部長（隅岡繁宏君） この平成31年度、現時点での非常勤の医師数は25名となっております。非常勤医師というのは、例えば月1回午前に特殊外来で来られる医師も1名にカウントしています。それから、週1回を交代で来られる方、そういうのも複数カウントされます。そういった意味で25名が実質何名なのか、一般的な張りつけの勤務時間で押しなべて一日8時間、いわゆるフルタイムの正規職員の換算でいくと、3.7名程度ということで、延べ人数的には多いんですが、実際どれだけ診療の現場に張りついているかという部分でいけば、3.7人、3.8人程度という形になります。これは月曜日から金曜日まで、例えば神戸大学から外来に来てもらっている、もうその方でいえば週1回ずつ来られる、その方は結果的に交代で来られるんで5名みたいな計算になってますので、この25という数字が上がっています。

先ほど、議員からおっしゃられた平成16年の非常勤の人数はという部分においては、ちょっと手元のほうに数字、なかなか事務的な部分も含めまして、相当古い時代になりますので、正規職員の数はつかめているんですけども、非常勤職員のそのものの数というのは総数についてもちょっと手元ではつかめなかったという状況でございます。

○議長（東 豊俊君） 15番、林 克治議員。

○15番（林 克治君） 今、部長さんは、ここに4月15日の委員会の資料を持っただけですけども、その数字を言われておられますけども、それで、この資料では常勤が研修医を含めて28名、それから非常勤が25名ということなんです。それでその中の大きいところが整形の先生が非常勤ですわね。それで整形の医師がおらんで、収益が上がらんのやと、ずっと言われとんやけどね、一番肝心なところが非常勤で対応されとるというところに、この後出てくる経営の問題が出てくると思うんです。手術ができんとか、また、外科医だけでは手術できんのやとか、いろんな委員会で理由言われましたけどね、今まででも部長が。そやさかい、そういうところに問題があるということもやっぱり根本に考えてほしいと思うんです。

それで、体力がない今現在、まず市民に信頼されて病院を利用してもらわんとあかんということに努めてほしいと思うんです。

もう県の医療構想いうんですか、県のほうのつくつとる。それは、今まで総合病院という名前を名乗つとる以上、県は西播磨北部の拠点病院と位置づけるのは当たり前のことです。もうそやさかい総合病院でなかってもええんじゃないですか。市民病院にして、もう全科目も要らんとと思うんです。市内にはいろんな開業医さんも

多くおられます。昔だったらね、少なかったけどね、今はほとんどの開業医さん、全科目の開業医さんおられると思うんです。そやさかい、そこらに任して、それで病院は市民の命を守る、安心してもらえるという立場を、役割を担うということにまずしてほしいと思うんですけども、どうですか。

○議長（東 豊俊君） 隅岡総合病院事務部長。

○参事兼総合病院事務部長（隅岡繁宏君） まず、先ほどの答弁の中でも申し上げたように、診療科ごとに医師の偏在というのは確かに抱えております。先ほど林議員からお話のあった整形外科についても、現在非常勤の職員3名で交代で回しております。それも火・水・木ですね、その間の赴任という形で、水曜日に手術を行うということで、若干の手術等は対応しているんですけども、いわゆる本来のこの地域の特性として非常に老人の方が多い、骨折が多いというこの地域特性からいって、この整形外科がないというのは非常に大きな部分があるのかなと。

それから、例えば眼科についてもそうなんですけども、いわゆる先ほど出てました郡民病院時代には眼科がありました。白内障等の対応もできていたということで、そういった意味で市民の方が求めている医療というか、診療科とか疾病に対応した状況という部分で整形であるとか、眼科であるとか、こういった部分ができないということで非常に御迷惑をかけている。整形につきましては、県の御支援も受けながら、大阪医大から今ドクターを派遣してもらっています。これがちょっといろいろな臨床研修医制度の話であったり、医局との絡みの話であったり、他の病院との絡みの話であったりという中で当院に専任の医師が配置されないということで、非常に御不便をおかけしている、この部分については長年の課題ということで院長はじめ、それからまた市長にも大学のほうへ行っていただいて、いろいろお願いをしていただいたりとか、そういう動きは過去からやっているんですが、なかなか芽を結ばない。そういう状況の中で、現在の最低限の応急処置はできているのかなというふうな状況になっています。

一方、眼科につきましては、姫路のほうの病院が大きく頑張ってはってということで、なかなかこちらのほうへドクターを確保することができないと。市民の皆様には開業医で多分済まないレベルのことだとは思いますが、いろいろ手術等については姫路のほうの病院へ行っていただいているということで、本来なら当院でやっていくのが理想だとは思いますが、その辺ができてないという意味で、この医師の偏在という意味で市民の要望にお応えできてないということは感じております。その辺につきましては、今後とも引き続き医師の確保を中心として充実さ

せていきたいというふうに思っております。

○議長（東 豊俊君） 15番、林 克治議員。

○15番（林 克治君） 総合病院という名前がひどく市民に弊害を与えておると思うんです。郡でやっとなったときには、総合病院はまだ信頼されて、いろんなそれこそ郡民の期待に応えてました。入院も病床稼働率80%以上を超えてますしね、救急もほとんど受け入れしてました。せやさかいに、総合病院はええなということで、そういう認識を全員が持ったところに、平成20年代に医師不足になって、その対応ができんようになってとんです。救急もほとんど受け入れをせんようなことで、去年からちょっと変わりましたが、休日・夜間の救急体制、医師一人で対応しとったんですよ。一人では絶対に受け入れられんで、よそへ行ってくれと断りよったということがあります。それから、総合病院だからいろんな科があって、総合病院に行ったら何でも対応してもらえるといる状態やったんがね、それこそ整形外科医がおらんようになった。それから今現在、リハビリテーション科がなくなっていますよ、前はあったんですけど、外来もしてました。それがなくなった。

ですから、そういうことがないようになってとんだから、もう総合病院はこれはだめです。これは受け入れます、ここまでしか対応できませんということを市民にもっと理解してもらうたらね、総合病院もっと利用すると思うんです。今は救急に行ったら、受け入れもしてくれん、役に立てへんがなというのが、平成25、26年にもものすごい声がありました。どないなつとんやと。院長、どないなつとんや、事務長、何しよんやと、もっとちゃんとせんかいと。そのときに、市長は病院が医師不足でどないもならんやと。何でもかんでも医師が不足しとるかということやってこられて、そういう認識を持っておられると思うんですけどね、やり方を変えたら、医師が少のうても病院としてやっていけるんやで、市民の信頼を得る、診療科にしてもそうです、そういうPRをして、赤字にもなつとんやということをもっと市民に周知、理解してもらうたら、ほな赤字やったらもっと使わんとあかんということにもなるんやけどね、今までどおりの上から目線で総合病院やというような体制でやっとなるから、今の現状になつとんです。市長、そう思いませんか。

○議長（東 豊俊君） 答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 大変厳しいお言葉をいただいておりますが、私になりましたから、確かに16人から現在23人に常勤医がなりました。これは当時のことはもう十分御承知のとおりだと思いますが、私は総合病院の院長を中心にさせていただ

て、それぞれ神戸大学とか大阪医科大、あるいは各方面へいろんな形で医師の確保にそれぞれが努めていただいたり、あるいは市民の皆さんにもいろいろ御支援をいただいて今日になったと、このように思っています。

しかし、医療改革というのは日々いろんな形で変わっておりまして、いずれにしても、それぞれの公立病院のいろんな立ち位置が変わってきておる状況であります。

冒頭おっしゃったように、信頼され親しまれる病院というのは、これは基本的には当たり前であります。私は、この立場をいただいてから市民の皆さんに常々お願いしておるのは、先生の悪口を言うんじゃないし、ようこそここへと、そういう気持ちでぜひ先生を迎えていただくことも大事なことはないかなあと。

それから、当然かかりつけ医がありますので、それぞれの診療所や医療機関ともうまく連携をしていただいて、できるだけかかりつけ医を持っていただいて、2次救急や、あるいは宍粟総合病院の立ち位置を理解していただいて、高度医療はどうしてもやっぱり姫路や神戸のほうへお世話になると。そこをうまくマッチングさせながら、総合病院の立ち位置をしっかりと明確にしながら、未来へ向かっていこうと、こういうことで今日まで進めてきたところでもあります。

おかげで先生方もいろんな形で努力して、今日の状況になつとるんですが、ただ、診療科目によってはどうしても先生が確保できない部分もあります。特に、整形外科についてはそういう状況であります。今、火・水・木という形で大阪医科大から来ていただいて、何とか水曜日2人医師確保の中で効率的に手術ができ出したと、こういう状況であります。それも一歩ずつ進んでおるんじゃないかなあと、このように考えておりまして、ぜひ総合病院という名は、あるいは市民病院という名はいろいろあるわけではありますが、私どもの大事な総合病院をしっかりと皆さんとともに守って行って、さらにはやっぱり経営改善も当然必要でありますので、これから皆さん方といろいろ議論しながら、市民の皆さんを含めて総合病院を大切に思っていたきたいと、このように思っています。

○議長（東 豊俊君） 15番、林 克治議員。

○15番（林 克治君） 医療の環境、状況とかはいろいろ変わってくるんでね、それに対応すべきやと思うんです。整形の問題にしたって、過去の栄光にしがみつかんと、おらんのやった、整形はもうあきませんよということを使うといたらね、救急でも断りよるというたって、ああ、整形の先生がおってないので、救急はよそへ行かんとあかんのやったなど、市民が理解すると思うんです。それをせんから、信頼が薄れとんですよ、今まで。

それと、総合病院という名前にせえでもええと思うんです。もう総合病院ってつけとる病院少ないですよ。あちこち行ったって。何で総合にこだわるんですか、市民病院のほうがよっぽど親しみがあると思うんやけど。それで市民病院やで、整形はちょっとだめなんですって言うたら、市民も理解すると思うんですけど。そういう考えはないんやね。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 市民病院でもいろいろの科目、整形もありますし、全科目そろえたところもあります。私は、これからまた一つの議論として、一体どういう名前いいのかどうかはまた別問題にして、要は中身をどうやって充実して市民の皆さんの信頼を得るかということが大事だと思っています。

その観点の中で、やっぱり総合病院より市民病院のほうが親しみがあるがよくなれば、それもしかりだと、こう思っておりますが、現段階では私は公立宍粟総合病院ということで進めていきたいと、このように考えております。

○議長（東 豊俊君） 15番、林 克治議員。

○15番（林 克治君） 総合病院の定義ね、それは診療科が何科目以上とか、病院の定義の中にはあるんですよ。どこもほとんど総合病院になつとると思うんやね、よう見たら。なぜそこにこだわるんか、これ以上言いよつても切りがないんでやめますけども。

それで、ちょっと細かいとこへ行きますけども、これ三つに分かれておるけども、トータル的にどこへ行くかわかりませんが、質問しますけどね、経営の中で一番悪化しとんは、救急患者の受け入れができとらんということだと思っんです。せやさかいに、佐竹院長になられてからね、去年からね、ちょっと考えられてますけどね、救急受け入れしたら、入院患者もふえるし、診療報酬もふえるんやというようなことで、今まで1名体制を2名体制にされてますけどね、何で院長がかわったら、そういうことができるんかということがあると思っんです。今まで私、病院担当の常任委員会におつてね、もう4年間ぐらい同じような、今言いよるようなことをずっと言うてきたんですよ。せやけどね、事務長はもうそういう今言われるような答弁するばかりで、ひとつつも本気で考えておらなんだ。せやさかい、やっぱり人がかわったらまた変わるんですよ。ですから、今、宍粟消防署から救急車が出動すると思っんですけども、その件数と総合病院が受け入れておる件数、割合どれぐらいになってますか。

○議長（東 豊俊君） 隅岡総合病院事務部長。

○参事兼総合病院事務部長（隅岡繁宏君） 救急の部分ですが、我々宍粟総合病院で受け入れている件数につきましては、直近の部分で見ますと約50%になります。救急の数字につきましては、年度ではなしに、年間、いわゆる歴年ということで理解していただきたいんですけども、平成28年度が682件で全体の39%、平成29年度が691件で37%、それから平成30年度が729件で39%。直近の数でなんですけども、4月、5月の2カ月の集計なんですけども、134件で49%ということで、直近の数字では先ほど議員おっしゃったように取り組みの成果ということで、少しずつですが、上がってきている状況です。

○議長（東 豊俊君） 15番、林 克治議員。

○15番（林 克治君） 先ほど言うたように、医療の基本方針の中で、平成28年度の数字が出とんです。それが約50%ということなんで、今言われたのは約50%ですけども、その2名体制にしてやっとするけども、まだちょっと率が上がっとらんということなんやね、今言われた、直近では。

○議長（東 豊俊君） 隅岡総合病院事務部長。

○参事兼総合病院事務部長（隅岡繁宏君） すみません、ちょっともともとの資料にある約50%というのにはちょっと理解できてないんですけども、今回と過去の部分の推移も消防署のほうに確認しつつではあるんですけども、歴年の平成28年は39%のうちの受け入れ状況であったと。その数字が間違いないというふうに聞いております。この2カ月の直近の数字が49%ということで改善しているというふうに聞いております。

○議長（東 豊俊君） 15番、林 克治議員。

○15番（林 克治君） これ間違うてました。市内に運ばれたんが50%、総合病院は30何%、そういうことなんやね。ほんならね、もうちょっと最低50%ぐらいは総合病院で受けるという気概でやってもらわんとあかんと思うんです。

それから、入院患者ね、この資料でいったら、国保のレセプトで数えたらわかるんやけど、国保で総合病院に入院しとる患者が21.3%、それから、後期高齢者では34.2%です。これは、平成29年5月のレセプトから拾った数字です。ですから、この入院患者もやっぱり宍粟市の病院なんですから、やっぱり50%以上になるように努力してもらわんとあかんと思うんですけども、どうですか。

○議長（東 豊俊君） 隅岡総合病院事務部長。

○参事兼総合病院事務部長（隅岡繁宏君） 市内の入院の状況ですが、レセプト件数といたしますか、例えば国保であったり、後期高齢者の部分の市サイドのデータから

拾うしか仕方ないんですけども、先ほど議員おっしゃられたように、直近の数字、平成29年度の数字でも29.6ということで、おおむね30を切った状況が過去3年ほど続いています。

これにつきましては、いわゆる市民の方がどこの病院に入院したのかということ、それから実人数じゃなしに、レセプト件数になりますので、長期入院の方は当然一人で何人分にもなる計算にはなろうかとは思んですけども、そういった中で、当然我々の対応できない高度急性期のいわゆる姫路方面、神戸等に行ってはる患者さんもおられますし、それから、いわゆる精神であったり、慢性期であったりということとして、近隣、いわゆるこの市の周りの病院に行かれています方等々もあります。

そういった中で、この今おっしゃられたように、30の数字が50にすべきなのか、40にすべきなのかというその目標の設定については、なかなか分析的にも難しいものがある。目標の設定としてなかなか算定しづらいものがあるということで、上げるにこしたことはないんですけども、その部分については目標としては明確には持ってません。それよりは、先ほどありましたような救急とか、そういう部分のところに対応していきたいなというふうに考えております。

○議長（東 豊俊君） 15番、林 克治議員。

○15番（林 克治君） 入院はね、外来患者がふえたら、入院もふえます。それから、救急を受け入れしたら入院もふえます。せやさかい、とりあえず救急を受け入れて、手に負えんやつはよそへ送ってもらうたらええんです。それで市民納得すると思います。ほかのええ病院紹介するで行ってくれと。納得するんです。そこの入り口で拒否しとるから、入院に反映してこんのです。こういうことはずっと委員会で今まで言うてきました。そやけど、事務部長、それから課長、係長、全然そういうことを考えに入れんと同じことをやってきてます。それはなぜか言うたら、一般職の事務員が病院の事務に行くさかいにそうなるんです。2、3年したらまた異動があるんです。ですから、本気にならんのです。そやさかいに、事務部長、今年、市長が病院建て直ししてもらわんとあかんねん言うて、県から招聘されましたけど、それでほんまに、目的を持ってこうしてくれということでしたら、また本気でやるんやけども、一般事務をやる感覚でおったら、病院の経営なんかできません。けども、事務部が経営の責任を持たんとあかんのでね、そやさかい、やっぱり職員の意識だと思っんです。ほんまに自分らの病院やで、赤字にしたらあかん、何とかサービスもようせんとあかんという気持ちになって取り組んだら、もっと経営もよくなると思います。

それで、いろいろデータがあると思うんでね、それらをもうちょっと分析して、どこを改善したら黒字化に持っていけるんやと考えんかいやと言うとんやけどもね、職員動かんで、せやさかい市長もそこらもよう考えてね、人事異動もしてもらわんとあかんし。

それと、病院で毎月管理会議とか、運営連絡会議、月1回されてます。市長、出られてますか、毎月。そこでいろんな病院のことが決まっとんです、運営とかが。せやさかい、そのところでしっかり市長がぐあい悪かったら副市長が行って、病院の状況をずっと把握して、やっぱりもっと叱咤激励してやってもらうように、今後お願いしたいと思います。ものすごい会議ばかりやってますよ、ここに一覧表あるけども。こないに会議しとってたら診察する時間ないほどやってますわ。もっとこれも省くところがあると思うんです。これも部長さん、改善してください。

それから、市の病院なんで、最低限でも企画総務部長はずっと会議に出席するか、副市長が出るとかいうことで、状況を把握してやってもらいたいと思います。

それから、3月にも言うたんですけどね、公立病院は不採算部門を担う責務があるんやと。赤字になって当然やという答弁です。それは、市長もずっと聞かされてきたと思うんですけどね、そうじゃないですよ。この1月31日の神戸新聞に、全国公立病院の2016年度決算、それを総務省が調査してます。その中で全国の873公立病院のうち、6割が赤字だそうです。それはしやあないとしてやで、6割が赤字ということはやで、残りは黒字だということなんです。ですから、ほとんど赤字や言うてね、その赤字が当たり前というようなことで仕事しよるけどね、やっぱり6割ほど赤字やけど、その中に入らんと、ほかの4割ほどの中に入るように全職員がそういう気持ちで頑張ろうということで経営してほしいと思います。

それから、もっと情報提供を市民に知らせて、これだけ赤字だと、もっと利用してくださいというようなこともPRせんとあかんと思いますけど、どうですか。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 可能な限りその4割に入るように努力していきたいと、このように思っておりますし、健全経営についてもさらに努力していきたいと思っております。

同時に、職員も市の職員としても一生懸命その方向を向いて頑張ってくれとおると、私は思っております。さらに、気を引き締めてこの総合病院について、それぞれの立場でフル稼働しながら頑張っていきたいと、このように思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（東 豊俊君） 15番、林 克治議員。

○15番（林 克治君） また、今回も細かいとこまでちょっと踏み込めなんだんですけれども、またこれは黒字になるまで質問は続けていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これで終わります。

○議長（東 豊俊君） これで、15番、林 克治議員の一般質問を終わります。

続いて、田中一郎議員の一般質問を行います。

9番、田中一郎議員。

○9番（田中一郎君） 9番、田中一郎です。議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。私で最後というところで、よろしく願いいたします。

私の住んでおります一宮北中学校区では、この4月から認定こども園が開園しまして、朝早くから夕方まで元気な、今まであまり聞いたことのないような保育児、乳幼児の声が聞こえております。また、近くにありますが去年から整備されております家原公園の散歩等、十分先生方、また地域のボランティア方の協力のもと、安全を図って毎日散歩に行っております。園舎の中や園庭で大きな声が聞こえるということは、地区にとっては大変、家の中でずっと今までおられた高齢者の方も少し縁側のほうに出て見に行ったり、大変園庭の周りには高齢者の方が老人車を押して、天気の良い日には子どもが園庭で遊ぶ姿を見に行っておられる地元の人たちもおられます。これが市当局が今まで推進されてきた認定こども園の一つの大きな目標でもあったのではないかなと私自身感じております。

それと同時に、昨年、大変な災害がありました時期から約1年がたっております。その当時にたくさんの方のボランティア、また以後1年間通じて義援金等を送っていただいた方への感謝を私たちは忘れることはしてはいけないうし、忘れてはだめだというような感じでおります。

今回の質問につきましては、私たちは将来の夢を語るのも大切ですが、現在、今実行しようとしている事業、また施策を再点検し、見直し、スピード感をもって着実に進めなくてはならないというようなこともありますので、いま一度再点検の意味を持った質問をさせていただきます。

質問通告書どおり、まず、本市における防災や減災、災害復旧対策について、昨年の夏は、災害が相次ぎ、当市においても甚大な災害を経験いたしました。特に被災された地域においては、「自助」「共助」の大切さを実感いたしました。それぞれの力を借り、適切な避難行動ができる支援体制の構築が必要と考えております。

まず、地域によって防災の課題が異なるため、地域に即した防災活動が必要であ

り、自主防災組織において、地域版ハザードマップを作成している地域もありますが、災害時に地区防災力をより強化するために、充実した地区防災計画を積極的に推進する責務があると思います。

2番目に、自主防災組織において避難行動を示すタイムラインなどを作成しておられる地域はあるのか。またその啓発等はどのように行っているのか。

3番目に、災害を忘れることはできません。災害復旧工事、災害復興支援の状況を伺います。

次に、移住・定住促進対策について、本市においてさまざまな取り組みが地域創生の推進とともに行われておりますが、現在、本市における移住・定住促進事業の現状と成果はどのような状態なのか。

また、移住・定住促進の拡充に向けて、今までの反省、見直しをもとに事業の組み替え等を検討されているのか。

次に、有害鳥獣による農作物の被害対策についてですが、農家にとって大変大きな問題である有害鳥獣による農作物への被害対策について伺います。

本市における近々の有害鳥獣による被害の状況は把握されておるのでしょうか。

また、それについて、見直し等を図られて、補助制度等の検討をされているのか、再度伺いたいと思います。

続きまして、超高齢化社会の到来に向けて、2025年問題として、団塊の世代が全て75歳以上になり、同時に現役世代人口の減少とも重なり、地域で支える力が重要となると考えております。

地域包括ケアシステムの市民への啓発活動は継続的に進んでいるのでしょうか。また、周知はどのように努力をされているのでしょうか。

2番目に、共生型社会の構築も含め、高齢者や障がいのある方々が、さまざまな情報を持ち寄ることのできる相談窓口、楽しく過ごせる居場所づくりは、現在どのように進んでいるのでしょうか。

認知症サポーター講座の進捗状況、講座修了者の人数と、どのような活動を将来にわたって想定しておられるのか。

また、過去には認知症の自分での診断というような傾向があったんですけど、今回、フレイル対策について、フレイルのリスクを身近に確認できる、市独自のチェックシート等を作成して、自分の健康は自分で守るといったようなことから、自分の健康に気づくという意味で、チェックシートなどを作成されたらどうでしょうか。

最後になりますけど、この4月から宍粟市で初めて小中一貫教育について出発したわけですが、一宮北小学校・北中学校区がモデル地区として今頑張っておられますけども、市内の全小中学校を併設型小中学校として再編する、小中一貫教育を行う方針案が提出されました。小中学校相互の違いを理解し合った上で学びをスムーズに接続することが重要であり、小中学校の教員・保護者が互いの特徴や違いを理解し合うことが基本となると考えます。実現に向けて、どのように進めておられるのか、これからどのように進めていこうとされているのかという部分をお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（東 豊俊君） 田中一郎議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、田中議員の御質問に御答弁申し上げたいと、このように思います。多岐にわたる御質問であります。私のほうからは特に防災・減災、災害のことにつきまして御答弁申し上げ、あとについては教育長、担当部長から、より具体のこともありますので、できるだけ簡潔に御答弁させていただきたいと、このように思います。

特に、先日も申し上げましたが、平成21年の災害からこの8月9日で10年を迎えます。それから、7月6日には、昨年7月豪雨、西日本豪雨を含めてであります。1年を迎えようとしております。

昨年の豪雨によりまして、私たちはいろいろ学んだところでありますが、そういったことも踏まえながら、このことを教訓として次の代にしっかりつないでいき、防災・減災に役立てていく必要があると、このように考えております。

特に、昨年は、避難準備情報を6回出させていただきました。それから、避難勧告は地域指定であります。5回ということになります。最後の避難指示というのは出しておらない状況であります。

私もこの任に当たりまして、この避難準備情報、避難勧告、さらに避難指示と、こういうことについては非常に出すタイミングであったり、あるいはいろんなことがあるわけですが、勇気を持って空振りも恐れず、そのことの対応をしなければならぬと、このことも学んだところであります。基本的に自分の命は自分で守るといふ、こういうことを常々申し上げておりますが、しかし、いろんな意味で自助、共助、さらにまた近年は近助という考え方の中で、この災害に立ち向かっていかなくてはならぬと、このように考えております。もちろん個々人の主体的な

姿勢こそ求められておると、このように考えておるところであります。

そういった観点の中で、私自身もやっぱり豊富な知識を持たなくてはならない。同時に、充実した情報もしっかり捉えなくてはならないと。同時に、市民の皆さんにとっても避難度、あるいは避難所、そういったことの確認も相まって、総合的にしながら、しっかりした的確な判断をもって、そういった勧告等々を出さなくてはならないと、こんなことも私自身学んだところでもあります。

先般、全国で昨年の西日本豪雨による被災された水害サミットがありまして、出席をさせていただきました。岡山県真備町、倉敷であります。あるいは広島県、あるいは愛媛県、あるいは北海道の胆振、大阪、それぞれ42の市・町長が集まりました。その中でいろんな体験談をお互い交わし合vos中で、お互い学びを通して、これからの災害に立ち向かおうということも確認したところでもあります。

聞いておりますと、大変残念なことでありますが、消防団員が避難のいろんなところで亡くなられたという状況もあります。また、自主防災組織のリーダーも避難を呼びかける中で水害に遭って亡くなられたと、こういうことであります。

じゃあ、なぜそんな状況に陥ったかということもいろいろ議論の中で、やっぱり家族や知人や大切な人を思う心、そういう意味では人は人としてなかなか逃げられない、こういうこともいろいろ議論の中でありました。したがって、私は消防団員や自主防災会の組織、それぞれの皆さんにもぜひそういった思い、他者とのかかわりの中で、命の大切さをお互いに学んだところでもあります。十分そういった方々にも呼びかけながら、それぞれの個々の命も大切にしてほしいということも当然呼びかけていかないかと、こんなふうにも学んだところでもあります。

そこで、より具体的な御質問であります。当然地域や自治会によって、降雨や降雪量あるいは風の強さやそれぞれ地域に即した、いわゆる防災活動、あるいは減災活動が非常に重要と、このことはもう当然のことだと思っています。

そういう意味では、自主防災組織の皆さんに対しても可能な限り早期避難を呼びかけながら、自主防災マップの作成講習会などを積み重ねて実施をしておるところであります。それぞれこれにあわせまして地区の防災計画の作成についても、さらに推進することが今後重要だと、このように考えております。それは、地域によって当然違ってくるわけではありますが、一網打尽というわけにはなかなかいかないので、そういったことも非常に重要と、このように考えております。

そういった中、本年度、特に、いわゆるレッドゾーン、県の土砂災害特別警戒区域の指定に基づいて、その区域の入った簡易なハザードマップを印刷し、指定を完

了している北部3町域から順番に配布する予定であります。基本的には昨年のタウンミーティングの中で、可能な限りそういうことがわかった段階で、わかる範囲で素早く配布してくれということがありましたので、北部3町はもう既にそのことが済みましたので、早急に印刷しながら各戸等々へ、あるいは自主防災会のほうへ配布をして呼びかけていきたいと、このように思います。

次に、いわゆるタイムラインであります。避難行動の示すタイムラインのことです。当然地区の防災計画の策定とあわせて地域の環境等を考慮する必要、こういうこともあるわけですが、そういった中に策定の推進とあわせてタイムラインの整備も働きかけていきたいと、このように考えております。

いずれにしても、間もなく出水期あるいは台風シーズンを迎えてくるわけがありますので、市民の皆さんとともに安全な安心な、あるいはまさに素早い行動がとれるようなことに心がけていきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 答弁を求めます。

西岡教育長。

○教育長（西岡章寿君） 私のほうからは、小中一貫教育の実現に向けての進め方、それから課題についての御質問についてお答えしたいと思います。

当市における小中一貫教育につきましては、平成18年から議論を継続しまして、小中連携事業としてこれまで取り組んできました。そして、平成28年に、小中一貫教育制度の導入に係る学校教育法等の一部を改正するという法律が施行されたことを踏まえまして、教育委員会事務局で宍粟市小中一貫教育の推進及び整備方針の案を作成しまして、3月の定例教育委員会に議案として提出し、また4月の文教民生常任委員会においても報告したところであります。その後、今年度6月の教育委員会で決定をいただいております。当方針に基づきまして実施していきたいと考えております。

小中一貫教育の実施に関しましては、大きな成果が期待できる一方で、その推進につきましてもさまざまな課題が予見されております。

具体的には、3点挙げさせていただきますが、一つ目は、時間的な課題ということで、小・中学校間の打ち合わせや研修等の連携した時間をいかに確保していくかということです。それから、2点目としましては、教職員の運営上の課題ということで、教職員の負担感、多忙感というのが今非常に話題になっておりますが、その辺の解消をいかにしていくかという部分。3点目としましては、児童生徒への影響

の課題ということです。特に、小学校高学年のリーダー性、主体性の育成をどのように図っていくかという、この辺を課題として考えております。

それから、進め方としましては、これらの課題を正確に把握しまして、解決していくために教育委員会事務局と当該の小中学校の教職員を主なメンバーとします、仮称であります。小中一貫教育推進プロジェクトチームというものを立ち上げまして、丁寧に議論を積み上げること、そういう体制を整えるなど、連携と参画、そして協働の各場面におきまして、保護者、学校、それから地域の住民の皆さんとビジョンを共有しつつ、丁寧に小中一貫教育を進めていくように努めていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（東 豊俊君） 世良健康福祉部長。

○健康福祉部長（世良 智君） 私のほうからは、超高齢化社会の到来についての御質問にお答えをさせていただきます。

1点目の地域包括ケアシステムの市民への啓発活動につきましてですが、現在、いきいき百歳体操や健康相談、職員出前講座の場などを活用しまして、介護予防や支え合いの意識を高める啓発活動を行っておるところでございます。

また、生活支援コーディネーターと連携しながら、生活支援について地域ごとに住民の方と話し合う機会を設けており、さまざまな機会を通じて啓発に努めているところでございます。

2点目の居場所づくりにつきましてですが、気軽に集まれる場所としまして、通いの場や認知症カフェなどの集いの場づくりに取り組んでおるところでございます。

また、相談窓口としましては、本庁の地域包括支援センターと各保健福祉課のほか、各関係機関におきまして来所、訪問、電話での相談に対応しております。

今後も引き続き、公的な福祉サービスと連携しまして地域住民で見守り、支え合いながら暮らすことのできる仕組みをつくっていくことが必要であると、このように考えております。

3点目の認知症サポーターの講座につきましてですが、平成30年度には養成講座を19回開催し、527人の受講があり、これまでの受講者総数は約2,700人に達したところでございます。

本講座は、地域住民や学校、企業等を対象にしまして、認知症の理解を深め、支援者をふやすことを目的に実施しておりますが、養成講座修了者を対象としましてステップアップ講座も開講しており、今後の認知症対策として、支援活動や普及活

動の担い手へとつなぐ取り組みも行っております。

4点目の高齢者の心身虚弱対策、いわゆるフレイル対策におけるチェックシートの活用につきまして、現在、国が示す基本チェックリストを用いまして、ケアマネジャーがアセスメントのツールとしまして本人の状態を把握するとともに、総合事業の通所型サービスや訪問型サービスの利用を希望される際に、日常生活に必要な機能の状態を確認するためにも活用し、自立支援や介護予防につなげておるところでございます。

あわせて、御提案にありますように、フレイルのリスクをより身近なものとして確認いただくことも非常に大切なことだと、このように考えております。いきいき百歳体操の場などで、国などが示しますセルフチェックシートを活用しまして、フレイル対策の啓発ができるように取り組みを進めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（東 豊俊君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） 私のほうからは、災害の復旧状況並びに移住・定住促進の対策、それから有害鳥獣による農作物への被害対策、この3件についてお答えさせていただきます。

まず、農地・農業用施設、林道の災害復旧工事の進捗状況についてでございますが、平成30年7月豪雨による農地・農業用施設の復旧対象となる災害が全体で434件ございました。

復旧工事は、市補助事業と国庫補助事業で対応しており、市の補助支援事業では、平成30年度に263件を実施し、引き続き今年度80件を実施する予定としております。

また、国庫補助事業につきましては、農地53件、施設38件、合計91件を対象としており、現在、随時発注しているところでございます。

5月29日現在の公告件数につきましては33件、そのうち契約件数については22件となっており、現在も順調に契約のほうを進めているところでございます。

続きまして、林道施設の対象となる災害につきましては、全体で62件ございました。

市の補助事業により、平成30年度に35件を実施し、今年度は現時点で5件の申請を受け付けている状況でございます。

また、国庫補助事業による災害復旧については、林道22件を対象としており、現在、随時発注しているところでありまして、5月29日現在の公告件数は6件、契約

件数は5件となっております。

続きまして、移住・定住促進事業の現状と成果についての御質問にお答えいたします。

当市の移住・定住事業の現状についてですが、まず移住促進としましては、空き家バンクの運営、定住コーディネーターによる移住相談や各種支援、大阪や神戸などで開催されます移住相談会でPR活動などを行っているところでございます。

また、定住促進としましては、若者子育て世代の住宅取得を支援する補助制度、また無料職業紹介所わくわくステーションの運営、また、高校生向けの市内企業の就職説明会の実施、中学生までの医療費の無料化、また第3子以降の給食費の無料など、宍粟市にいつまでも安心して定住していただけるよう総合的な施策を展開しているところでございます。本年7月からは、医療費の無償化についても、中学生から高校生世代に拡充されて事業のほうを展開されるとなっております。

また、その成果につきましては、人口減少の速度を大幅に緩めるまでには至ってはいけません。空き家バンク制度の運営では、全国トップクラスの物件登録数、成約数となってきておりますので、空き家バンク制度等の移住施策を通じて当市へ転入される方は年々増加しております。平成30年度においては、34世帯、99名が転入されております。また、平成30年度の市内における新築住宅着工件数は92件に達しており、一時低迷しておりましたが、この新築件数についても増加に転じてきております。

また、進展しております人口減少の分析では、市長のほうからもございましたが、昨年の転入と転出の差である社会的増減が、合併以降一番少ない減少人数であった、このことはたまたまかもしれませんけれど、一定いい方向にあるのではないかなど。また高校生の市内就職数の増加、これについても就職のほうも一定確保されておりますので、進んでいるのではないかなと思います。この成果については、一長一短で判断することはできないと考えてございます。

次に、移住・定住促進の拡充に向けた新たな取り組みの考え方についてですが、移住定住の成果は、一足飛びに効果があらわれるものではないと思っております。引き続き継続的に取り組むことが大事だと考えてございます。

現在実施しております施策を引き続き丁寧に実施していくとともに、宍粟市に住んでおられる市民の皆様が安心してこれからも住み続けられるように一人一人を大事にする取り組みを進めていくことが大切であり、住環境の整備や子育て支援、雇用の場の確保、教育環境の充実など引き続きしっかりと取り組むことが重要と考え

ております。このことがやはりそういった社会的増減、これが縮小していく幅が狭まっていく要因になると思いますので、こつこつと毎年続けてやっていくこと、これが一番大事だと考えております。

最後に、有害鳥獣による農作物への被害対策についての御質問にお答えいたします。

1点目の有害鳥獣による被害の状況についてございますが、農作物被害の実態については、農業共済事業をもとにした状況分析では、平成27年度の被害額が1,270万円、平成28年度の被害額が1,100万円、平成29年度は850万円となっておりますが、この中には家庭菜園等の被害額が含まれてはおりませんので、もう少し被害額のほうは多くなると考えております。

2点目の有害鳥獣対策に対する補助制度の見直しについてでございますが、現在、市の有害鳥獣対策事業には、防御柵の設置事業、有害鳥獣捕獲事業、捕獲従事者確保事業などがございます。農地の防御と鳥獣捕獲による頭数管理を実施しております。

捕獲状況につきましては、平成29年度は有害鳥獣捕獲活動中の猟犬事故等により活動期間が短縮したこと、また平成30年度は夏場前後の異常高温により猟犬が活動できなかったこと、それと7月豪雨災害による防護柵が倒壊したことにより、追い込みができなかったことなどから捕獲頭数が減少しております。

県が推定しているシカの生息個体数によりますと、平成28年度末で約6,400頭となっております、平成22年度をピークに減少傾向にあると推計されております。ただ、宍粟市におきましては、森林の荒廃や山際が里に下がるなどして、鳥獣が人家付近で活動しやすい環境、こういったことになっておりますので、農業被害の防止を進める上で、有害鳥獣の防止柵等の設置事業、また有害鳥獣の捕獲、この両方を組み合わせて猟友会であったり、地元農会等の連携のもとで、引き続き現行補助制度を継続して対策を進めていく必要があると考えております

以上でございます。

○議長（東 豊俊君） 富田建設部長。

○建設部長（富田健次君） 私の方からは、公共土木及び上下水道施設におきます災害復旧工事の進捗状況について、お答えいたします。

国庫補助の災害は、102カ所の査定を受けてございまして、市道40カ所、市管理の河川58カ所、橋梁は1カ所、公園1カ所、水道1カ所、コミプラ1カ所で、査定額の決定額は18億5,357万円となっております。

この5月末での進捗状況でございますが、工事の完成が8カ所、工事中が26カ所ございます。未契約分は68カ所ございますけども、復旧に向けて順次進めているところでございます。

それから、復興支援につきましては、道路等公共施設の土砂撤去支援、それから住宅の応急修理、上下水道料金の減免などに合計652万円を支援をさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

○議長（東 豊俊君） 9番、田中一郎議員。

○9番（田中一郎君） たくさんの質問をさせていただいておったわけですけども、見直しと点検という意味で事業並びにそれぞれ順調に進んでいるというような感覚を受けております。また、個々については委員会等で見直していかないといけないところもあるかと思っておりますけども、災害において、また農作物においてもいろんな対策を順調に進んでいると感じております。

そこで、防災につきまして1点お聞きしたいんですけども、今回、レベル5段階に変わったわけなんですけども、レベル4というのが発せられますと、避難指示が出てまいります。いうことになりますと、新聞等資料によりますと、全員避難とかというような言葉が使っております。そうしますと、我が市も今までよりかは自主防災等の啓発等によって避難される方も、特に災害に遭われた地域の方は避難される方がふえてくると思います。そういうようなところで、市が指定をしている避難所と、またレベル4が出ますと、避難所には行かなくてもいいと、近くの安全な場所への避難をなささいというような部分を書いてあります。そうしますと、市民の方はじゃあどこに行ったらいいんやというような、それが自治会の公民館になるのか、センターになるのか、特に北部においては避難時間、避難の距離が長くなります。市が指定している避難所になりますと。当然レベル4が発せられますと、近くの避難所に逃げるのが一番安全ではないかなという部分もありますので、その辺の整備をこれからどのようにされていくか、お聞きしたいと思います。

○議長（東 豊俊君） 津村まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（津村裕二君） 昨年来、常々自主防災、また市民の皆さんにお願いをしておりますのは、災害時にまず大切なことは、冒頭市長答弁にもありましたように、命を守るということが最優先されることでございますので、先ほど議員おっしゃいましたように、近くのいつとき避難所、もしくは自宅の災害にかかりにくい例えば2階の山と違う方向とか、そういうあたりも含めて、まずは自分が判

断していただくというようなことが大切になろうかと思えますけれども、ただ、今現在、市として各市民の皆さん並びに自主防災会のほうにお願いをしてあげておりますのは、とりあえず指定避難所として市も指定をさせていただくんですけれども、そういう緊急事態の場合には、先ほど議員おっしゃいましたとおりでございますので、まずは地域の中でいつとき避難所を開設をお願いしたいということで、それが長期になる場合には改めてそこを市の指定避難所として指定する場合もございまして、まずはそういう形をお願いしたいということで、既に各自治会、自主防災会のほうに御依頼をして回っておるという状況でございます。

○議長（東 豊俊君） 9番、田中一郎議員。

○9番（田中一郎君） いずれにしても、そこで大切になってくるのが、自主防災会の活躍と思います。また、その自主防災会を取り締まる代表の方等々の力によっていろいろな災害も防げると思うんですけども、そのような自主防災会に対しての研修会とか、また地域によつての自主防災会の組織づくりとか、ハザードマップとか、それから、きめ細かなそれこそ昨日から話題になっておる要援護者等がおられた場合の担当、誰でもかれでも迎えに行くのではなく、自主防災会の中で担当の分担を決めておられるような、きめ細かな自主防災組織の計画というようなものはそれぞれ地域で立てられておるのか、また立てるように指導されているのか、また研修会等を持たれているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（東 豊俊君） 津村まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（津村裕二君） 現在のところ、まず自主防災マップの作成についてでございます。これにつきましては、2、3年前からお願いをしておりました、現在のところ155自主防災会のうち123自主防災会において防災マップの作成講習会に参加をしていただいております。その場で一定防災マップも役員さん方につくっていただいた形にはなっておりますけれども、さらにそれを各地元に持ち帰っていただいて、皆さんの中で再作成なり、再共有していただきたいということでお願いをしておる状況でございます。

また、議員の御質問にもあります地区防災計画策定につきましてということにつきましても、平成26年度の災害基本法のほうに国の法律によってそういう部分が規定をされました。このことによりまして、市としましても自主防災会のほうにぜひそういう形の各地域に合った計画を作成していただきたいということで推進をしてまいりわけでございますが、これにつきましても早速この6月27日には地区防災計画策定に向けた勉強会というものが開催をされまして、それにも一定100名程度の

参加が見込まれておる状況でございますが、この後引き続き各自主防災会にも声をかけていきたいというふうにも思います。

それと、福祉との関係でございますが、いわゆる要配慮者に対する避難行動計画です。これにつきましても、実際問題、個別支援に関する部分として、なかなか同意も要りますけれども、作成が完璧にできておるといふような状況ではございません。それで、今福祉との連携という部分で、例えば要配慮者、要支援の方につきましては、個人に合った避難行動計画を個別に作成するに当たって、それぞれケアマネジャーでありますとか、民生委員さん、児童委員さんとか、そういった専門の方とも連携をしつつ現実に沿った形でのものが必要であるということで、そのあたりもまずは保健師でありますとか、そういうケアマネジャーさんとか、そういう部分も含めて、とりあえず今年改めて研修し直してということで、これは県の呼びかけによりまして、再度勉強してきちっとしたものをつくっていかうというふうな動きになっております。

○議長（東 豊俊君） 9 番、田中一郎議員。

○9 番（田中一郎君） わかりました。私たち市民も万全を図り、声かけをして災害のないように、想定外の災害やったから被害が出たと、仕方ないという部分やなしに、必ず事故というのは防げると信じていきたいと思っております。

続きまして、移住・定住につきましては、もう少し私、少ないんかなと思っていただんですけども、先ほど部長の話によりまして、ある一定の成果は出ているというような回答だったと受けとめましたので、ここはスルーしまして、これからも継続的に進めていただきたいと思います。

続きまして、有害鳥獣の被害対策なんですけども、1 点だけ質問させていただきたいんですけども、防護柵等は補助金等を出しているということでしたけども、なぜこれを今回出したかと言いますと、一つ例がありまして、ある方が防護網を設置するのに大変な労力と、それとお金がかかるということで、3 反ほどある田んぼと去年までつくっていた畑を今年からやめたんやというようなことをこの 4 月にお聞きしたもので、やはりこの防護柵とか防護網というのは、継続的に補助なり修理についての補助金等を出していくべきところもあろうかと思っております。出ているのであれば、結構です。

それと同時に、ほとんど北部におきましては、そういうことをされているのが高齢者、元気であっても年金等に頼ってされているという方が多いので、もう一度その辺の現状を踏まえた見直しをしていただきたいと思いますなと思っております。

それと、よく今まで出てきたジビエ事業というのが、最近、ちょっと資料的に目にあまりしないので、その辺の進捗はどないなっとうかというようなところで、2点お聞きできればありがたいんですけど、お願いします。

○議長（東 豊俊君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） お答えいたします。

防護柵の事業、有害鳥獣対策、これにつきましては、私二つの側面があると思います。1点はやっぱりそういった施設を整備する補助の制度の問題、それとあとはその担い手であったり、誰がするのか、組織の問題、こういったところがあるかと思えます。

まず、1点目の制度のところにつきましては、今補助制度がございまして、一定耐用年数が過ぎますと新たにまた囲いの防御柵を設けることもできるようになっておりますので、そういったところはまた調べていただいて対応をしていただければいいんかと思えます。

また、制度のところではいいまして、中山間地域の直接支払交付金制度、また、多面的機能の交付金事業、こういったところもございまして、補修であったりとか、また新設の部分、こんなところもその事業の中で対応できることも考えられますので、そういったところはまた相談いただきましたら、対応したいと考えております。

それと、あと組織の問題です。やはり、農会であったり、そういった受け皿のところ非常に大事かと思えます。やっぱり地域の中でみんなで一緒に取り組むといったところが必要じゃないかなと考えております。当然、担い手もだんだん少なくなっていくって、年もとっていきますので、なかなか個人だけで対応すると非常に難しいですので、やはりその制度の問題と組織の問題、この2点で市としても連携して支援していきたいと、このように考えてございます。

あとジビエの問題ですけれど、ジビエ活用につきましては、一足飛びに進むものではございません。これはやはり捕獲する猟友会の問題であったり、処理の加工の問題であったり、販売の問題、こういったところが非常に大きな課題があるわけなんですけど、一昨年あたりから具体的な事業のほうも取りかかっておりまして、昨年、今年についても市内の専門のお肉屋さんのほうでジビエのほうも取り扱っていただいておりますし、また、個別に猟師さんの方がそういった事業も展開される、こういったところにつながっておりますので、なかなか目に見えてはきておりませんが、これも継続して取り組んでいきたいと、このように考えております。

○議長（東 豊俊君） 9番、田中一郎議員。

○ 9 番（田中一郎君）　　ということは、この事業については順調に進んでおると理解していいわけですね。

○ 議長（東　豊俊君）　　名畑産業部長。

○ 産業部長（名畑浩一君）　　はい、ジビエのほうも計画といたしますか、どんどんやっぱり積極的に取り組んでいきたいと考えております。

○ 議長（東　豊俊君）　　9 番、田中一郎議員。

○ 9 番（田中一郎君）　　続きまして、これから超高齢化に向けてについて、2 点だけお聞きします。

　　まず、昨日もひきこもりのことの部分について、居場所というのが出てきたんですけども、居場所というのはなかなか難しい、言葉で言えば簡単なんですけど、実際、居場所を見つけて、そういう事業を展開するのは難しいと感じております。

　　一つは、ハード面もあるんですけども、一つは、そこに居合わず、そこを進めていくリーダー、ボランティア、簡単に言えば音頭をとって集める人、そういうふうな人の育成なり、そういう人がいないと、なかなか長続きしません。1 回、2 回はできるんですけども、そういうボランティアの方なり、NPOの方なり、地域の方なり、それぞれの方が継続してそういう事業を展開するような市民の皆さんの協力なくして、この居場所づくりはできない事業だと私は思っておりますので、その辺の部分から居場所をつくって、そういう人たちの話し合いの場を持ちますよだけじゃなくて、そういうものを運営していただける、理解のある地域の人呼びかけ、育成と言うたらちょっと格好よ過ぎるんですけども、その人たちに対しての考え方、もっていき方というのはどのように考えておられますか。

○ 議長（東　豊俊君）　　世良健康福祉部長。

○ 健康福祉部長（世良　智君）　　居場所につきましては、先ほども答弁させていただきましたように、宍粟市では今、通いの場事業のほうが先行しておるような状況でございます。

　　それから、認知症カフェ、こちらも市民主体での今活動をしていただいております。この通いの場が今108カ所になっておるわけなんですけど、設立の部分で行政が関与しまして、今もうほとんどそれぞれ自主的な活動をしていただいておりますが、そこが100歳体操だけでなく、そこに集まっていたいただいた方々の、日によってはお食事をされたりとか、お出かけをされたりとか、体操がなかなかできにくくても、そこに来られた方がしばらくお時間を過ごされて、そしてみんなと話をされて帰っていただくという、そういう場にもなっております。このあたり今後どのように広

めていくかというようなことも、また役割をどう持たせていくかというのも課題となっております。昨日、一昨日も議論いただきました我が事、丸ごと、このあたりの中でも今後このことが出てくると、このように思っております。

いずれにしましても、第3期の社会福祉計画、こちらのところでもいろんな議論をしたいと考えておりますので、またいろんな御意見のほうもお寄せいただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 9番、田中一郎議員。

○9番（田中一郎君） 私、フレイルのあれをここに出したのは、介護というのは昔は他人からサービスを受けるのが介護であるというような発想で介護保険というのが、介護のサービスを提供するというような部分で発想したのが介護保険であるんですけども、最近では、自分の介護は自分で行うと、いわゆる自助というのが広がってきたものですから、一つ、自分の健康は自分で守るという意識づけの意味において、こういうような簡単なチェックシートを皆さんにお配りして、ちょっとチェックしてみてくださいという一つの窓口として、自分の健康は自分で守るんやというような部分での出発点としての案としてここへ出させていただいたんですけども、取っかかりというか、入り口、認知症のチェックでもそうなんですけども、チェックしてみて初めて、「ああ、ちょっと俺おかしいわあ」というような感じで、明日からちょっと生活を変えようとかいう部分が出てきた人もたくさんいらっしゃいますので、こういうところを挙げたんですけども、これは私はいんじゃないかなと思うんですけども、何とか内部で検討していただいて、実行していただいたらありがたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 世良健康福祉部長。

○健康福祉部長（世良 智君） このフレイルのチェックシートなんですけども、実は、私も認識が浅かったもので、この今回御質問をいただいて包括の職員のほうに確認しましたら、国のものも見せていただいて、それをもとに宍粟市独自のものも既に持っているようで、実際もういろんなところへ行って5項目をまず活用していますよというようなことで、大事なことで、今後いろんな機会でもこれも広げていきたいと考えておるというふうに職員のほうも申しておりましたので、どんどん広げてまいりたいと、このように考えております。

○議長（東 豊俊君） 9番、田中一郎議員。

○9番（田中一郎君） それこそ部長やないけど、私も認識不足で、そういうのがもう既に出て、利用されている方がおられるということをお聞きしまして、よかつ

たなと思っております。大いにこの部分においては、出していただいた、特に高齢者の方、またひきこもりの方、自分でこういう動いたりするのは、一人で物を書いたり、本読んだり、物をつくったりする、ひきこもりの方にしても、高齢者の方にしても、楽しみな方がいらっしゃるんで、そこから何か気づきが出てくると私は思いますので、その気づきが大切やと思いますので、大いに進めていただきたいと思っています。

最後になりますけども、小中一貫教育について、これも2点お聞きしたいんですけども、これは今出発したんで、私も質問するほど知識はないんですけど、一つ、小中一貫教育でやる場合には、独自の教科が選定されると思うんです。そしたら、その独自の教科の授業日数なり単位はどのような取り扱いになるんですかね。

○議長（東 豊俊君） 西岡教育長。

○教育長（西岡章寿君） 独自の教科ということで、小中一貫の取り組みの内容の部分だと思うんですけども、宍粟市で考えている部分では、一つは、特別活動であるとか、総合的な時間を活用して、これは一つの例ですけども、ふるさと学習というようなことで、いわゆる自分の住んでいる地域を知る、そしてその地域の方からの受けるいろんな部分を知る、そして、将来的にはその地域を愛して、そこに住みたいとか、また、Uターンしてくるとかいうような、そのような部分に結びつけたらいいなあということで、9年間の取り組みとしまして、1年生から中学3年生までのそれぞれの発達段階に応じた地域を学ぶ学習のカリキュラムを入れようとしております。それが総合的な時間であったり、特別な活動の時間を活用すると。

それ以外で言いますと、今、小学校3年生から外国語が導入されているわけですけども、その部分を1年生からスタートさせて、外国語の学習を9年間通して、そして、ALTを大いに活用して学ぶ方法はどうかと。

それから、もう一つは、人権教育はやっぱりいろいろな取り組みの中では中心を貫くものでありますから、人権教育を9年間のカリキュラムをしっかりと、今もつくっているんですけども、さらに細かくつくって、人権教育を進めていきたいと。

それから、もう一つは、最後に、各教科であります。今も小中連携ということで、年間数時間は小学校の先生が中学校へ行って、中学校の先生が小学校に来てという交流で授業を指導していると。それから、今、一宮北中学校の場合は、兼務命令を出しておきまして、小学校の先生が中学校で音楽であるとか、理科であるとか、英語を教えております。それから、小学校の先生が今年なんかやったら、中学校で数学を教えるとか、そういうことでの今、授業交流を行っておりますが、それを年

間通じてさらに専門性を高める指導ができたらということで、そういう取り組みを予定しております。

○議長（東 豊俊君） 9番、田中一郎議員。

○9番（田中一郎君） 最後になるんですけど、余計なおせっかいかもわからないんですけども、今、教育長が言われたように北小では、中学校の先生が小学校の英語を教えに行かれたり、小学校の先生が中学校の音楽に行かれたりしとんですけども、ちょっと考えますと、先生にもものすごく負担がかかれへんかなというところもあったり、当然中学校の専門の専科の先生が学んでこられた中身と小学校の子を教える指導方法いうたら、これ違ってくるんで、その辺の教職員同士の研修会とか、申し合わせ事項とかいうようなものはもちろん持たれると思うんですけども、教職員の先生に負担がないような、そういう申し送りとかいうものも進めていっていただきたいなと思っております。お願いします。

○議長（東 豊俊君） 西岡教育長。

○教育長（西岡章寿君） これから時間がありますので、その部分をしっかり共通理解していきたいというふうには思っておるんですけど、特に小学校の先生の授業というのは非常に中学校と比べて丁寧というか、細かい部分があったりしますので、そういう教科の指導力を中学校の先生が学べたり、また、中学校の先生のほうが生徒指導をする上ではちょっと得意な部分があったりしますので、そういう生徒指導力と交互にいい部分を学び合う中で、中学校の先生が小学校の基礎の部分や、それから、小学校の先生が、ああ、この子が成長していったら、中学校卒業するときにはこういう育ちになっているんやというお互いそれぞれのいいところを学びやすくなるということが非常にあると思います。

ただ、今さっき言われましたように、中学校の先生の負担感がちょっと感じているということがあります。そういうことで、今後どのようにその部分を解消していくかということ、さらに検討していきたいというふうに思っております。

○議長（東 豊俊君） これで、9番、田中一郎議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。

午前11時35分まで休憩します。

午前11時23分休憩

午前11時35分再開

○議長（東 豊俊君） 休憩を解き、会議を再開します。

日程第2 第58号議案の訂正について

○議長（東 豊俊君） 日程第2、第58号議案の訂正についてを議題とします。

本件については、市長より訂正の申し出が提出されているものです。

訂正理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第58号議案、宍粟市農業共済条例の一部改正の訂正につきまして、御説明を申し上げます。

本議案上程後の5月31日に、農林水産事務次官通知が出されたことを受け、その内容を精査した結果、上程中の議案を一部訂正すべきであると判断いたしましたので、宍粟市議会会議規則第20条第1項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

訂正内容としましては、附則で規定する第107条第2項の改正規定に係る施行期日について、「兵庫県知事の認可のあった日」に訂正するものであります。

大変申しわけありません。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております第58号議案の訂正について、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第58号議案の訂正について、承認することに決しました。

日程第3 第52号議案～第54号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第3、第52号議案、宍粟市税条例の一部改正の専決処分（専決第9号）の承認についてから、第54号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分（専決第11号）の承認についてまでの3議案を一括議題といたします。

本3議案は、去る5月31日の本会議で、文教民生常任委員会に付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、9番、田中一郎議員。

○文教民生常任委員長（田中一郎君） 第52号、第53号、第54号議案の審査報告について。

令和元年5月31日に審査付託のありました、第52号議案、宍粟市税条例の一部改正の専決処分（専決第9号）の承認についてから、第54号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分（専決第11号）の承認についてまでの3議案については、6月7日に第6回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第52号議案の主な内容は、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、宍粟市税条例の一部を改正するもので、主な改正内容は、寄附金税額控除において、特例控除額の措置対象を特例控除対象寄附金とし、また、住宅借入金等特別税額控除に係る特別特定取得をした場合の控除期間の拡充、軽自動車のグリーン化特例について、重課を令和元年度に限ったものにしたことです。それ以外については、地方税法等の改正や規定に伴う文言の改正、引用部分の条項ずれに対応する改正を行うものです。

第53号議案は、地方税法の一部改正に伴う引用部分の条項ずれを改正するものです。

第54号議案は、地方税法施行令等の一部が改正されたことに伴うもので、課税限度額の引き上げと、減額措置に係る軽減判定の所得基準額を見直すものです。

第52号議案について、当局より、寄附金控除については6月1日施行、その他の制度については4月1日施行となり、6月議会に間に合わないため、専決となった旨の説明があった。

委員からは、軽自動車税の廃止に関連する事項について、詳しい説明をとの質疑があり、市当局からは、令和元年9月30日までは、現行の軽自動車税があるが、令和元年10月1日からは、軽自動車税は「種別割」と名称が変わり、同じく令和元年10月1日より、自動車取得税（県税）が廃止され、新たに「環境性能割」が創設され、軽自動車税は種別割、環境性能割の二つで構成されるとの回答がありました。

第53号議案については、関係職員から説明があり、審査した結果、委員からの質疑、意見はありませんでした。

第54号議案について、委員からは、軽減対象の拡大について、また限度額や軽減世帯の所得基準額の推移の資料により、よく理解できたとのことでした。また、国保と社保の平準化は図られているのかとの質疑があり、市当局からは、国保税は軽減措置があるため、社保よりは若干低いと捉えているとの回答がありました。

以上、関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、第52号議案、第53号議案については全会一致、第54号議案は賛成多数で承認すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（東 豊俊君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

第54号議案について通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 日本共産党の山下です。第54号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分（専決第11号）の承認について、反対の立場から討論をいたします。

今回の一部改正は、地方税法の改正に伴うものです。改正の内容は、国民健康保険税の2割軽減と5割軽減の所得基準額を引き上げて軽減を拡大する一方で、国民健康保険税の課税限度額を3万円引き上げて61万円に改正するという負担増が行われています。

軽減所得基準額の引き上げにより、軽減となる世帯数は2割軽減は22世帯、5割軽減は8世帯で、推計軽減拡大額は合計99万円ですが、限度額引き上げにより負担増の影響を受ける世帯数は、106世帯で、推計負担額は合計350万円にもなります。

2割、5割軽減世帯を拡大することは大切なことだと考えていますが、課税限度額を引き上げて、その増収分を中間層部分に回して負担増を抑制するというやり方では、結果的には全ての世帯の負担増につながってしまいます。

国民健康保険は、市民の命や健康を守る社会保障の制度であり、宍粟市が独自に国民健康保険税を引き下げるために一般会計からの繰り入れを行い、全ての加入者の負担軽減を行うべきです。

以上の理由から、この条例改正に賛成することができません。

○議長（東 豊俊君） 次に、賛成者の発言を許します。

6番、大久保陽一議員。

○6番（大久保陽一君） 6番、大久保陽一です。第54号議案、宍粟市国民健康保険

税条例の一部改正の専決処分（専決第11号）の承認について、賛成の立場より討論を行いたいと思います。

保険税負担は、負担能力に応じた公平なものである必要がありますが、受益との関連において、被保険者の納税意欲に与える影響や制度及び事業の円滑な運営を確保する観点から、被保険者の保険税負担に一定の限度額が設けられています。

本条例改正は、保険税負担の公平性の確保及び中低所得者層の保険税負担の軽減を図る観点からの条例改正であり、適切妥当なものと判断するものであります。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（東 豊俊君） 以上で討論を終わります。

続いて採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第52号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、承認であります。

お諮りします。

第52号議案については、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第52号議案は、委員長報告のとおり承認されました。

続いて、第53号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、承認であります。

お諮りします。

第53号議案については、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第53号議案は、委員長報告のとおり承認されました。

続いて、第54号議案の採決を行います。

第54号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は承認であります。

第54号議案を委員長報告のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（東 豊俊君） 起立多数であります。

第54号議案は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第4 第55号議案

- 議長（東 豊俊君） 日程第4、第55号議案、平成30年度宍粟市一般会計補正予算（第9号）の専決処分（専決第8号）の承認についてを議題とします。

本議案は、去る5月31日の本会議で、予算決算常任委員会に審査を付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、6番、大久保陽一議員。

- 予算決算常任委員長（大久保陽一君） 令和元年5月31日に付託のありました、第55号議案、平成30年度宍粟市一般会計補正予算（第9号）の専決処分（専決第8号）の承認について、予算決算常任委員会を招集し審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

付託当日に、委員会を開催し、運営要綱の規定により詳細審査を総務経済分科会で行うことと決定しました。6月6日に総務経済分科会を開催し、それぞれ関係職員に説明を求め、審査をいたしました。その後17日に予算決算常任委員会を開催し、分科会の審査報告を受け、全体の委員会で審査を行いました。

総務経済分科会の報告は、次のとおりであります。

第55号議案は、やむを得ない事由により年度内完了が困難となった事業費の繰越明許費の追加及び変更を行ったもので、会計年度の終了間近で、急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分が行われたものです。

産業部の関係では、東山コテージ村災害復旧工事において、工事用石材を付近での採取により調達することとしていたが、適当な石材が採取できず、新たな採取場所を確保することとなり、年度内完成が困難となったため、事業費を追加計上し、また、農地災害復旧事業において、災害査定が平成30年12月にあり、その後増高申請手続など、補助金事務を経て工事発注となることから、必要な工期の確保ができないため、事業費を追加するものです。

建設部の関係では、市道七野下河野線道路維持工事の詳細設計業務において、地盤沈下の原因を特定し、工法を決定する予定であったが、土質調査の結果による構造検討に日数を要したことで、年度内完成が困難となったため、事業費を追加計上し、また、道路新設改良事業において、山田下広瀬線の用地交渉や分筆・所有権移転登記に期間を要したため、年度内完了が困難となったため、事業費を追加するものです。

審査の中で、委員からは、市道七野下河野線の工事完了はいつになるのかとの質

疑があり、当局からは、工期は7月31日までとの説明があり、山田下広瀬線について、3月の補正予算時には、事業費などが確定していたのではないのか。用地交渉が長引くことによる買収単価や補償等への影響についての質疑があり、当局からは、用地交渉は随時行っており、年度内に登記完了させたかったが、相続関係や境界画定に時間を要し、また、登記事務について、法務局との調整により、繰り越すこととなった。また、今回の繰り越しにおいては、買収単価等への影響はないとの説明がありました。

全体会では、以上の分科会審査報告の後、質疑と自由討議を行いました。

採決しました結果、第55号議案の専決処分の承認については、全会一致で承認すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（東 豊俊君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて質疑を省略して討論を行います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、承認であります。

お諮りします。

第55号議案については、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第55号議案は、委員長報告のとおり承認されました。

間もなく正午になりますが、このまま会議を続けます。

日程第5 第56号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第5、第56号議案、宍粟市税条例等の一部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る5月31日の本会議で、文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、9番、田中一郎議員。

○文教民生常任委員長（田中一郎君） 第56号議案、審査報告について。

令和元年5月31日に審査付託のありました、第56号議案、宍粟市税条例等の一部改正については、6月7日に第6回文教民生常任委員会を招集して、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第56号議案の主な内容は、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、宍粟市税条例等の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、個人市県民税については、単身児童扶養者が非課税措置の対象へ追加されることに伴う所要の改正です。また、軽自動車税につきましては、軽自動車税のグリーン化特例における重課規定、軽課規定及び軽課対象車の変更規定を追加したほか、環境性能割の非課税、軽減措置が設けられたことに伴う所要の改正です。

第56号議案について、委員からは、グリーン化特例（軽課）とは何かの質疑があり、市当局からは、適用期間中に減税対象車を取得する場合に限り、翌年度分について特別措置が行われる特例法の期間を限定する改正とした。また、（重課）では、13年超経過した軽自動車に対して、おおむね20%重課する改正であるとの回答がありました。

関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、第56号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（東 豊俊君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第56号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第56号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 第57号議案

○議長(東 豊俊君) 日程第6、第57号議案、宍粟市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る5月31日の本会議で、文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、9番、田中一郎議員。

○文教民生常任委員長(田中一郎君) 第57号議案、審査報告について。

令和元年5月31日に審査付託のありました、第57号議案、宍粟市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、6月7日に第6回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第57号議案の主な内容は、災害援護資金の貸付利率について、現在3%のものを、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は、据え置き期間は無利子、据え置き期間経過後はその利率を年1%にしようとするものです。

第57号議案について、委員からは、災害援護資金の原資・違約金についての質疑があり、市当局からは、兵庫県から貸付金を受け、宍粟市から貸し付けていく。また、10年を超える場合、違約金が発生するとの回答がありました。

市民への周知方法と貸し付けはどのような場合を想定しているのかとの質疑があり、市当局からは、条例設定後に、自主防災組織・各企業及び広報活動機能を利用

して周知していく。また、災害救助法が適用されるような大規模な災害が起これば適用するとの回答がありました。

関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、第57号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（東 豊俊君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第57号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第57号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 第59号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第7、第59号議案、令和元年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本議案は、去る5月31日の本会議で、予算決算常任委員会に審査を付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、6番、大久保陽一議員。

○予算決算常任委員長（大久保陽一君） 令和元年5月31日に付託のありました、第

59号議案、令和元年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）の補正予算1議案について、予算決算常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

付託当日に、委員会を開催し、運営要綱の規定により詳細審査をそれぞれの分科会で行うことと決定しました。6月6日に総務経済分科会を、6月7日に文教民生分科会を開催し、それぞれ関係職員に説明を求め審査をいたしました。その後17日に予算決算常任委員会を開催し、分科会の審査報告を受け、全体の委員会で審査を行いました。

第59号議案、令和元年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）の補正予算ですが、まず、総務経済分科会が審査した企画総務部の関係では、しそうチャンネルのふぐあいにより情報通信施設機器の更新を行うため、総務費に補正計上し、その財源として、過疎対策事業債に補正計上、一宮ライオンズクラブから30万円の指定寄附があり、（仮称）一宮市民協働センターの備品を購入するため、歳入歳出それぞれ30万円を補正するものです。

審査の中で、委員からは、しそうチャンネルで発生したふぐあいの状況、原因及び機器の更新内容について質疑があり、当局からは、ふぐあいは、市内一部地域において、テレビが映らないという状況があり、原因としては、機器の老朽化によるものと考えられる。今回、一部前倒しで機器の更新を行うものであるとの説明があった旨報告がありました。

産業部の関係では、農村地域防災減災事業として、12カ所のため池の諸元調査及びため池マップ作成業務に補正し、財源として県支出金を補正、平成30年7月豪雨に伴う災害復旧費補助金の増額に伴い、農地災害復旧費と農業用施設災害復旧費に増額補正し、歳入では、補助率確定に伴う受益者分担金の減額補正、県支出金の増額補正、市債の減額補正を行うものです。

審査の中で、委員からは、特定ため池の指定基準の見直しの概要と今回12カ所となった根拠について質疑があり、当局からは、下流域に家屋、公共施設があるため池も指定基準となるなど、基準が拡大したことから、該当する全ため池12カ所を調査するとの説明があったとの報告がありました。

建設部の関係では、大津市の痛ましい事故を受け、市道13カ所の交差点に防護柵等安全施設を整備するため、土木費に補正予算を計上するものです。

委員からは、13カ所を優先的に整備する理由について質疑があり、当局からは、今回は、市内の通学路を中心に、大津市の事故現場と類似する交差点の緊急点検を

行い、市道13カ所を整備することとした。国道・県道については、安全施設の要望を行っていくとの説明があった旨報告がありました。

次に、文教民生分科会の関係部分の主な内容は、健康福祉部の関係では、自主防災組織において、災害時に要援護者の避難などを支援するための「個別支援計画」の作成を福祉専門職と連携して行うモデル事業の実施に係るものです。

教育部の関係では、西兵庫信用金庫より青少年の健全育成事業に対して寄附の申し出があったものを活用し、教育用ICT機器の購入を行うものです。

審査の中で委員からは、健康福祉部関係で災害対策費、個別支援計画の作成について、モデル事業の進め方などの質疑があり、市当局からは、個別支援計画は、要配慮者の避難行動の安全を守るための計画であり全市で取り組む。自主防災組織・福祉専門職・民生委員等が連携して包括的な支援ができる体制の構築を図る。宍粟市防災計画との整合性を図る必要があると考えるとの回答があった。

また、児童福祉総務費、子ども及び老人の遊び場設置促進事業補助金について、委員からは、当初予算ではなく補正予算となった理由は何か、予算編成方針では、なるべく補正をしないということであったのではないのか、補助金の周知をどのようにしているのかなど質疑があり、市当局からは、自治会等からの要望が当初はなかったため予算をゼロとした。補助金の周知は、自治会長へ補助金一覧表を提出し、事業説明を行っているとの回答があった旨の報告があり、教育部関係で教育振興費、教育用タブレットPCなどの購入費について、現場の声を大切にして導入してほしいなど質疑があり、市当局からは、各学校で目標や利用方法を検討し台数を決定していくとの回答があった旨報告がありました。

全体会で以上の分科会審査報告の後、質疑と自由討議を行いました。

採決しました結果、第59号の補正予算議案については、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（東 豊俊君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて質疑を省略して討論を行います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終

了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第59号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第59号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 第63号議案

○議長(東 豊俊君) 日程第8、第63号議案、(仮称)一宮南認定こども園新築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長(福元晶三君) 第63号議案、(仮称)一宮南認定こども園新築工事請負契約の締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、少子化が進む中で、ますます多様化する子育ての新たなニーズに対応するために、一宮南中学校区に幼児教育・保育環境の整備として、認定こども園を建設するものであります。

この工事の実施に当たり、去る6月10日に入札を執行した結果、株式会社松本工務店代表取締役松本貞人と、契約金額4億480万円で工事請負契約の締結をしようとするものであります。

それぞれ諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(東 豊俊君) 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第63号議案は、文教民生常任委員会に審査を付託いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、6月21日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

(午後 0時18分 散会)